規制影響分析書要旨

規制の名称		医薬品に関する広告制限の対象の追加(腎細胞癌治療薬「アキシチニブ」及びその製剤について)		
主管部局·課室		医薬食品局審査管理課		
関係部局·課室		_		
評価実施時期		平成24年6月		
規制の新設・改廃の内容・目的		薬事法第67条第1項において、特殊疾病に使用される医薬品であって、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されています。また、薬事法施行令第64条第1項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されています。今般、医薬品「アキシチニブ」及びその製剤(以下、「アキシチニブ」という。)について、薬事法第14条第1項の規定に基づき、「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」を効能効果とする旨の製造販売承認が検討されていますが、このアキシチニブについては、国内及び海外で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかです。そこで、重篤な有害事象が生じる可能性があるアキシチニブの適正な使用を図ること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、アキシチニブの広告方法の制限を行うこととします。 (備考) 対象となる医薬品は、以下のとおりです。 ・ アキシチニブ及びその製剤 薬事法(昭和35年法律第145号)第67条第1項 ※事法(昭和35年法律第145号)第67条第1項		
		采事広旭1] T (临和30年以下第11号) 第04条第1項		
想定される代替案		当該医薬品の適正使用を図るために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととします。		
想定される費用		新設・改廃する規制案	代替案	
	(遵守費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により 当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少します。 しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品を必要と する患者に対しては十分に供給されます。	当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生します。 また、その申請手続にかかる時間のために、当該医薬品の使用が 必要にもかかわらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会 を逸する患者が現れます。	
	(行政費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の 一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用 が新たに発生します。	当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せずに販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生します。	
	(その他の社会的費用)	当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品及び対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限されます。しかしながら、当該医薬品に係る報道や、医薬関係者に対する広告はなお行われるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能です。	当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が当該医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなりますが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であることがあり、その制限は医学の発展を妨げます。	

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告 されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療にお ける副作用防止に寄与します。	当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与します。しかし、申請手続に要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する分だけ便益は減少します。
	一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治癒に要するコストが削減されます。 (備考) 「関連業界」とは、医療関連業界全般をいいます。以下同様。	当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が 報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害 の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事 故対応や治癒に要するコストが削減されます。しかし、申請手続に 要する時間のために使用が遅れ、患者が重篤化又は死亡して、当 該医薬品が使用されなくなる分販売高が減少します。
	達成する上で適切な手段であると考えられます。 また、本規制と想定される代替案の便益を比較します。本規制によ 社会に対する便益は増加します。一方、代替案においては、当該医 時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少す どの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さいと考えられます さらに、本規制と想定される代替案の費用を比較します。本規制に が、これは望ましいことです。また、違法な広告がされていないか監視 当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視することよりもはる 医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではありません。 て、代替案においては、流通又は使用されるたびに申請が必要なた。 なります。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国 かかる費用は大きいと考えられます。 これらのことから、本規制は代替案よりも優れていることが分かりま	される場合です。)、違法な広告を監視すること、一般人が当該医薬 はされることです。当該医薬品は人体に対する作用が非常に強いも 「重篤な副作用を生じるおそれがある医薬品です。一般人への広告 の以上の効能・効果を一般人は期待することとなり、患者が医師に当 のお果、医師も患者の意志を尊重する必要がある以上、医師の は重大であると考えられます。これらの費用は、当該医薬品が医師 でよって、当該医薬品を広告制限対象へ追加することが施策目標を は、当該医薬品の適正な使用を図ることができて、国民、関連業界、 薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続にかかる る、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるな 。 より、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少します 切り、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少します のは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、 かに容易です。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関 とすると、本規制の費用は大きなものではありません。これに対し め、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることに 国民の健康が損なわれます。よって、代替案においては本規制よりも にす。
	薬関係者以外の一般人に対する広告方法を制限することを検討し、品、要指示医薬品、習慣性医薬品及び広告制限医薬品の指定の取	発現頻度が高い割合で発生する腎細胞癌治療薬であることから、医この規制影響分析を行ったものです。なお、「毒薬・劇薬、指定医薬
	当該医薬品について、科学的知見が蓄積され、又は適切な使用方法れば危害を生ずるおそれが特に大きいもの」ではないとの結論が得続	
備考	_	